

保護者の皆さんへ

# 枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

令和6年4月の段階で内容が変更されている場合があります。改めてご確認ください。

枚方市学校園安全共済会は、会員である保護者からの会費で運営される受益者負担の互助共済組織です。枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で補償されない事案への対処を含む、必要な給付を行い、学校教育活動の円滑を図ることを目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業（保育）時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。学校園が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生250円 幼稚園児100円】です。

## 給付金の申請に必要な書類や給付条件については裏面をご覧ください 審査により不支給となる可能性があることをご了承ください

### 【メガネの破損について】

- ※ 支給されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です。  
（軽微な破損の場合は不支給となる場合があります）
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えの申請が可能です。  
申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、支給されません。
  - 【支給例】 友達とぶつかってフレームが折れた
  - 【支給例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた
  - 【不支給例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した
- ※ メガネを身につけた状態での破損を補償するのが原則です。
  - 【支給例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった
  - 【不支給例】 メガネを外して机に置いていた。気づいたら壊れていた。
- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。  
写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校園による状況確認は必要です。

### 【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については支給対象外です。

### 【タクシーでの医療機関への搬送について】

- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への教職員による往復搬送が原則です。
- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

**給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください  
すべての申請期限は、災害発生日より2年です。**